


消費税転嫁対策セミナーを受講しました。

株式会社 稲田会計事務所

平成 25 年 12 月 18 日


 セミナー
のご報告

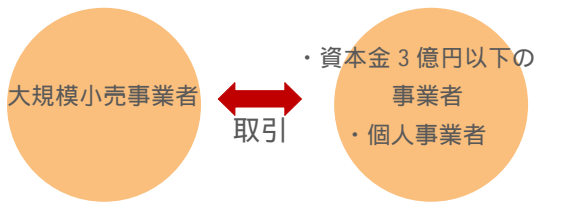
先週、「消費税転嫁対策セミナー」を受講してきました。第 1 部は 30 名を超える方々が参加して下さいました^^いかがでしたでしょうか？セミナーの内容を私なりにまとめてみました。当日来られなかった方々の為にも情報を up したいと思います。

消費税

転嫁対策特別措置法が平成 25 年 10 月 1 日付けで施行されました。これは中小・小規模事業者の大切な利益を国が守ろうという法律です。

平成 26 年 4 月から税率が 5% から 8% へ消費税がアップします。それに伴い、平成 26 年 4 月 1 日以降に供給する商品または役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。

消費税の転嫁拒否の禁止



転嫁拒否をする側
規制対象 < 買手 >

転嫁拒否をされる側
< 売手 >

禁止される行為

- 減額...消費税分を上乗せして契約していたが、支払いの際に消費税分を対価から減じること。
- 買ったとき...新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも、低い税込価格を売り手に対して指定すること。

主な二つを上げました。

消費税の転嫁を阻害する表示の禁止

禁止される表示

- * 消費税は転嫁しません
- * 消費税は当店が負担しています
- * 消費税率上昇分値引きします
- * 消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します

「総額表示」義務の緩和 (H29 年 3 月末まで)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよい。具体的には下記の様な表示方法が認められるようになりました。

例 1) 値札、ポスター、インターネットウェブページに次のように表示する。



例 2) 個々の値札等においては「 円」と税抜価格のみを表示し、店内の消費者が目につきやすい場所に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」と掲示。

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為

事業者が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります。

転嫁カルテル...消費税の転嫁方法を共同で決定する
表示カルテル...消費税の表示の方法を共同で決定する。

前回 5% に税率アップされた時、売上高 5000 万円以下の事業者の 5 割以上が価格転嫁できなかったと訴えています。取引先から転嫁拒否された場合、悪質事業者に対して違反の取締も強化されます。とは言え、これまでのお客様との関係崩壊だけは避けなければなりません。

見積段階での税抜き価格での交渉、従来の定番商品への付加価値付け、オンリーワン商品の開発など、独自の進化を遂げていくことが必要でしょう。

知っておくと得をする、知らないと損をする情報満載のセミナーでした。マイナスイメージばかりが先走りますが、消費税の仕組みをしっかりと学び、乗り越えていきたいものです。

(詳しくは中小企業庁 HP をご覧ください。)

